

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
後 藤 教 至
文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長
井 上 睦 子

国立大学附属学校における適切な教育課程の編成・実施等について（通知）

このたび、国立大学附属小学校において、学習指導要領に示されている教育内容の実施、教科書の使用及び学校の管理運営に関して適切に実施されていない事案が判明しました。

地域における指導的・モデル的な学校であるべき国立大学附属学校において、このような事案があったことは、大変遺憾です。

本事案では、教員のコンプライアンスの欠如に加え、学校の管理運営や法人組織の機能不全、教員人事の閉鎖性といった発生要因があったことが確認されています。

このため、同様の不適切な事案がないように徹底すべく、各大学及び各附属学校におかれましては今年度内に確認・点検をお願いします。

確認・点検の便宜を図るため、本事案を参考に、自己点検項目を作成しましたので、各大学及び各附属学校においては、これも参考に、確実な点検をお願いします。

なお、点検に当たっては、附属学校への実地確認や教員へのヒアリングを行うことも効果的である旨、申し添えます。

点検の結果、不適切な事案が発生していることが明らかになった場合は、速やかに是正いただくとともに、文部科学省まで報告するようお願いします。

また、各大学において、附属学校の運営状況について適切に確認・把握する方策について検討し、速やかに実行していただくようお願いします。その際、教員人事が固定化している附属学校においては地域の教育委員会との間で教員人事交流を行うことや、その他の附属学校においても、コミュニティ・スクールの仕組み（学校運営協議会制度）（※1）を参考とし、附属学校の運営に各附属学校の関係者や外部有識者、地域の教育委員会関係者などの参画を得ること、併せて地域学校協働活動（※2）を推進することについても実現に向けて積極的に検討するようお願いします。

※1 コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づく学校運営協議会を置く学校のこと。学校運営協議会とは、同規定に基づき教育委員会より任命された委員（保護者、地域住民等）が、一定の権限と責任を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。

※2 地域学校協働活動とは、社会教育法第 5 条第 2 項に規定される、地域住民等が学校と協働して行う様々な活動のこと。

【本件担当・問い合わせ先】

文部科学省 03 - 5253 - 4111 (代表番号)

総合教育政策局

教育人材政策課教員養成企画室 教育大学係 (内線 : 2909、3498)

E-mail : kyoin-y@mext.go.jp

高等教育局

国立大学法人支援課 法規係 (内線 : 3497、3760)

E-mail : hojinka@mext.go.jp

自己点検項目

※本チェックリストは、各大学及び各附属学校が効果的に確認・点検ができるよう、その便宜を図るため、今般の事案を踏まえ、明らかになった課題等を中心に、作成したものである。

※各大学及び各附属学校においては、本チェックリストにのみに限定することなく、適切な教育課程の編成・実施等が行われているか確認・点検すること。

※各項目についての質問は後掲する担当一覧を参照。

【教育課程の編成、実施について】

○学校教育法施行規則及び学習指導要領に基づいて教育課程が編成・実施されているか。

・授業時数

(不適切な事例) 学校教育法施行規則に定める標準授業時数や、学習指導要領に示された領域別、分野別の指導時数が満たされるように計画されていない。

・履修年次

(不適切な事例) 学習指導要領において、学年を指定し取り扱うこととされている内容が、当該学年で取り扱われていない。

・指導内容

(不適切な事例) 学習指導要領において示された内容が取り扱われていない、又はその内容の取扱いが適切ではない。

○教科書を主たる教材として使用しているか

【附属学校の組織・管理運営について】

○年間指導計画等の指導計画の内容・運用や、観点別評価等の学習評価の運用が、適切であるかどうかの確認を行っているか。

○校長による意思決定が適切に行われているか。職員会議の運用は適切であるか。

(不適切な事例) 職員会議が意思決定機関であるような運用が行われている。

○主任制度を通じた適切なマネジメントが行われているか。

(不適切な事例) 各主任の担当業務が明確化されておらず、教職員間の共通認識が図られていない。

【国立大学法人のガバナンスについて】

○附属学校の教育活動や学校運営等が適切に実施されているかをチェックする機会が設けられているか。

(不適切な事例) 法人として附属学校の教育活動や学校運営をチェックする機会がない。

○不適切な事案が生じている（生じる可能性がある）場合、適切に対応できる組織運営体制となっているか。

(不適切な事例) 不適切な事案が発生した可能性があるにもかかわらず、改善する仕組みが機能せず放置されている。

【参考：各項目に係る担当課一覧】

文部科学省 03 - 5253 - 4111 (代表番号)

<教育課程について>

※小学校の音楽科、図画工作科及び体育科、中学校の音楽科、美術科及び保健体育科並びに高等学校の保健体育科、芸術科及び情報科を除く。

初等中等教育局教育課程課 企画調査係 (内線 2565)

E-mail : kyoiku@mext.go.jp

(小学校の音楽科及び図画工作科、中学校の音楽科及び美術科並びに高等学校の芸術科)
文化庁参事官 (芸術文化担当) 付 学校芸術教育室芸術教育推進係 (内線 2835)

E-mail : artedu@mext.go.jp

(小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科)

スポーツ庁政策課 企画調整室学校体育指導係、保健教育係 (内線 2674)

E-mail : skikaku@mext.go.jp

(高等学校の情報科)

初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム

情報教育振興室 情報教育振興第一係 (内線 2090)

E-mail : digital-pt@mext.go.jp

<教科書について>

初等中等教育局教科書課 企画係 (内線 2576)

E-mail : kyokasyo@mext.go.jp

<職員会議・主任等学校組織について>

初等中等教育局初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線 4675)

E-mail : syoto@mext.go.jp

<国立大学法人のガバナンスについて>

高等教育局国立大学法人支援課 法規係 (内線 3497、3760)

E-mail : hojinka@mext.go.jp